

平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グ ル ー プ 代 表 室 長
菊 地 誠 一 郎
(電話番号 03-6215-9955)

取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行ならびに当社従業員および当社子
会社の従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は平成26年5月9日開催の取締役会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することならびに当社従業員および当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することについて、承認を求める議案を、平成26年6月18日開催予定の第10期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行

(1) 付議議案の内容

現在の取締役の報酬額は、平成24年6月19日開催の第8期定時株主総会において年額10億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認頂いておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額1億5,000万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

(2) 新株予約権を取締役の報酬として付与することを相当とする理由

当社取締役の業績向上に向けた意欲や士気を高めるとともに、株主と株価を意識した経営を推進することを目的に、ストック・オプションを付与するものであります。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の発行を受ける者

新株予約権の付与の対象となる社外取締役を除く取締役は現在6名であり、平成26年6月18日開催予定の第10期定時株主総会において、取締役の選任議案が原案どおり承認可決された場合、7名となります。

② 発行する新株予約権の総数

2,500個を上限とします。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

③新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式250,000株を上限とします。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とします。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

④新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとします。

⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げます。ただし、その価額が新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

⑥新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算出した、公正な評価価額に基づくものとします。

⑦新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より2年間とします。

⑧新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役その他これに準ずる地位にあることを有します。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。

⑨譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、取締役会の承認を要します。

⑩新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- イ. 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ロ. 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑪新株予約権に関するその他の事項

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

2. 当社従業員および当社子会社の従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行

(1) 付議議案の内容

当社従業員および当社子会社（孫会社を含む、以下同じ。）の従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を有利な条件にて発行することにつきご承認をお願いするものであります。

(2) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社従業員および当社子会社の従業員のうち、当社グループにおける特定の業務に従事する者に対し、当該業務において成果を挙げた場合のインセンティブとして新株予約権を付与することで、当該業務に対する貢献意欲や士気をより一層高め、さらに優秀な人材を確保することを目的として、ストック・オプション制度を実施しようとするものであります。

(3) 新株予約権の内容

① 発行する新株予約権の総数

1, 000個を上限とします。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

② 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式100,000株を上限とします。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とします。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとします。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

⑥ 新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算出した、公正な評価価額に基づくものとします。

⑦ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より1年間とします。

⑧新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役および従業員もしくは当社子会社の取締役、監査役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。

⑨譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、取締役会の承認を要します。

⑩新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- イ. 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ロ. 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑪新株予約権に関するその他の事項

- イ. 本議案に基づく新株予約権の付与期間は、本議案承認日から1年以内の最終日もしくは次期定時株主総会の前日までとし、当該期間および新株予約権の総数の範囲内において、複数回に分割して当社取締役会の決議により付与することができるものとする。
- ロ. その他新株予約権の募集事項は、取締役会において定めます。

以上